

## 青森市民体育館のネーミングライツ・スポンサー決定！ 愛称はこれからも「カクヒログループスタジアム」に！

青森市民体育館の5月1日以降のネーミングライツ・スポンサーが株式会社角弘に決定しました。愛称は、引き続き「カクヒログループスタジアム」になります。



- ネーミングライツ・スポンサー  
会社名 株式会社角弘
  - 契約内容  
ネーミングライツ料 年額250万円  
契約期間 令和3年5月1日  
～令和6年4月30日（3年間）
- 岡地域スポーツ課（☎017-718-1428）

### 経済センサスー活動調査にご協力を

総務省・経済産業省では、全産業分野の売上げや費用などを把握し、事業所・企業の経済活動を明らかにすることを目的として、経済センサスー活動調査を実施します。

5月末までに県知事の任命を受けた調査員が事業所を訪問し、調査書類を配布するほか、支社等を有する企業には、国から本社等に調査書類が郵送されますので、インターネットまたは郵送での回答にご協力をお願いします。

なお、調査内容は、統計作成の目的以外に使用することはありません。

岡企画調整課  
（☎017-763-5244）

### 個人住民税の特別徴収

所得税の源泉徴収義務がある事業主のかたは、地方税法の規定により、個人住民税の特別徴収を行うことが義務付けられています。

●個人住民税の特別徴収制度  
手続等は、従業員の住所地の市町村へお問合せください。

所得税の源泉徴収と同じように、事業主（給与支払者）が毎月従業員（納税義務者）に支払う給与から個人住民税を引き去り（給与と天引きし）、従業員に代わり納入する制度。

岡東青地域県民局県税納税管理課（☎017-734-9975）、市民税課（☎017-734-5197）

### 老人クラブの活動を支援しています

高齢者が地域社会の中で立ちまわることなく、生きがいを持って充実した生活を送ることができるよう、老人クラブ（会員数おおむね30人以上）へ補助金を交付し、活動を支援しています。詳しくはお問合せください。

◆補助額  
1か月3千880円×活動月数  
岡高齢者支援課  
（☎017-734-5326）  
浪岡振興部健康福祉課  
（☎0172-62-1134）

### 駅前アートギャラリーへの展示作品を募集

3月27日に供用開始した青森駅自由通路の壁面に整備した「駅前アートギャラリー」が、6月1日（火）から市民のかたの展示スペースとして利用できるようになります。

利用を希望されるかたは「駅前アートギャラリー」の申込用紙に必要事項を記入の上、郵便・FAX・Eメールまたは直接、都市政策課までお申込みください。

なお、募集案内は、市役所各庁舎、各支所、各市民センターなどで配布しています。利用できるかた▽市内に在住または通勤・通学しているかた、市内で活動している団体等  
料金▽無料  
岡都市政策課  
（☎017-752-8163）



## 各種相談

### 5月の専門相談

法律相談は予約が必要です。

所 岡市民なんでも相談室(駅前  
庁舎1階) ☎017-734-5249

● 人権相談 ④6日(木)・17日  
(月) 午前10時～午後3時

● 行政相談 ④毎週木曜日午  
前10時～午後3時

● 司法書士相談 ④11日(火)  
午前10時～午後2時

● 不動産相談 ④毎週木曜日  
午前10時～午後3時

● 不動産鑑定士相談 ④25日  
(火) 午後1時～3時

● 行政書士相談 ④14日(金)・  
21日(金)・28日(金) 午前10  
時～午後3時

● 法律相談【要予約】 ④10  
日(月)・24日(月) 午後1時  
～3時 ④各5人(申込順)

● ④事前に生活安心課 ☎017-  
734-5250へ電話予約。

10日分は6日から、24日分は  
11日から受付(午前8時30分  
～) ※相談は1回まで

### 浪岡地区の相談

所 浪岡総合保健福祉センター

● 人権相談・行政相談 ④6  
日(木)・20日(木) 午前9時  
～午後3時 ④浪岡振興部

健康福祉課 ☎0172-62-1113

### ひとり親家庭等就業・自立支援センター

ひとり親家庭等のかたを対象に、母子・父子自立支援員が生  
活や就業等の相談に応じます。  
詳細は市ホームページをご覧ください。 ④午前8時30分～午  
後6時(土・日曜日、祝日・年  
末年始除く) ④子育て支援  
課内(駅前庁舎2階) ④ひ  
たり親家庭等就業・自立支援セ  
ンター ☎017-734-5817、  
☎kateishien@city.aomori.  
aomori.jp

### 子どもの権利相談センター

いじめ・体罰など、子どもの  
権利侵害に関する相談に応じま  
す。悩んでいること、心配なこ  
と、話してみませんか? 秘密は  
守ります。 ④原則、月～金曜  
日 午前10時～午後6時 ④子  
育て支援課内(駅前庁舎3階)  
④☎030-0801 新町一丁  
目3-7 子どもの権利相談セ  
ンター ☎0120-370-  
642 ④017-763-567  
8、☎ao-kodomokenri@  
city.aomori.aomori.jp

### 教育研修センター教育相談室 フレンドリーダイヤル

☎017-743-3600  
入学から1か月。新しい環境

になじめないなど、お子さんに  
ついて気になることがあります  
か。お子さんの学習や行動、  
不登校、その他学校全般に関す  
る悩みなどに、電話や面接等で  
応じます。

電話相談 ☎017-743-3600  
④毎日9時～24時

来室相談 ④月～金曜日午前9  
時～午後4時30分(火・木曜  
日は午後9時まで) ④教育  
相談室(栄町一丁目、教育研  
修センター4階)

メール相談 ☎friendly\_dial@  
city.aomori.aomori.jp

### 市税などの平日夜間及び 休日納付相談

市税・国民健康保険税・後期  
高齢者医療保険料・介護保険料  
の納付に関する相談を受付。電  
話相談もできます。

● 平日夜間納付相談  
・ 納税支援課(駅前庁舎)  
☎017-734-5209

④5月18日(火)～20日(木)・24  
日(月)～27日(木)・31日(月)  
午後8時まで  
・ 浪岡振興部納税支援課  
☎0172-62-1141

④5月26日(水)～28日(金)・31  
日(月) 午後8時まで

● 休日納付相談(駅前庁舎のみ)  
④5月15日(土)・16日(日) 午前  
9時30分～午後5時

## Uターンするなら今！移住支援制度を拡充・創設しました

市では、コロナ禍におけるリモートワーク等の普及に伴い、地方移住への関心が高まっていることを踏まえ、企業やリモートワーク人材、新規就農者を誘致するため、各種支援制度を拡充・創設しました。詳しい要件・助成内容等は、市ホームページをご覧ください。



企画調整課 新しい働き方推進室 (☎017-752-8751)

支援制度	対象(概要)	助成内容
① 移住支援金	5年以上東京23区に居住または通勤しているかたが本市に移住し、次のいずれかに該当する場合 ・ 起業または就業するかた ・ リモートワークにより移住前の業務を継続するかた	100万円/世帯(単身世帯60万円)  企画調整課 新しい働き方推進室 山本
② 青森市新しい働き方移住支援金	①の居住・勤務先要件等を満たさないかたが本市に移住し、起業・就業・リモートワーク等をする場合	引っ越し等に係る費用の2分の1以内の額を助成 25万円以内/世帯(子の加算5万円/人)
③ 青森市移住就農支援事業補助金	本市に移住し、就農を目指しているかた	
④ 青森市リモートワーク活動支援金	①または②の支援金の受給者で、リモートワークを行うかた	本社等への出社や商談等で県外へ移動する際の交通費、市内コワーキングスペースの利用料金など経費の2分の1以内を最長3年間(上限年間36万円)
⑤ サテライトオフィス進出支援金	市内のコワーキングスペース等にサテライトオフィスを設置する県外の情報サービス企業	最大100万円/社 ※従業員1人…50万円、2人以上…100万円